

議題 3 バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について

来年度、平和コーポレーションの所有するバス車両（萩原線・釜戸＝大湫線・釜戸＝平山線等運行車両）が老朽化したことに伴い、常用車、予備車の車両入れ替えを予定している。

本来は交通バリアフリー法に適合した車両を導入しなければならないが、該当路線の路線状況（幅員等）や用途（朝夕のスクールバス的使用方）による乗降人員、停留所周辺状況を鑑みると、安全性を担保した上で継続的な運行が困難であると判断される。

そこで、現状の運行車両と同等タイプの車両導入を図り、上記他法例に適合した車両とすることで、現状のサービス基準を下回らない運行ができると判断し、上記 2 条に関する基準の適用除外を必要とする。

主な要因

- ・ 該当路線は山間部を運行する路線であり、場所によって幅員が狭く、急傾斜があるため、低床バス車両では運行が困難であること。
- ・ 小中学生が通学に利用しており、保護者からの要望や安全面の考慮から、座席数の多い車両を必要とすること。

変更車両

	車種	車名	型式・登録番号	年式 (年)	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	備考
増 車	小型	三菱	S K G-B E 640 G	H 25	29	699	201	265	常用車
	小型	三菱	岐阜 200 か 151	H 9	20	693	199	277	常用車 → 予備車
減 車	小型	三菱	岐阜 22 え 74	H 4	29	699	229	302	予備車 → 廃 車